

東郷町特別職報酬等審議会（令和7年1月15日開催）議事録

【日時】

令和7年1月15日（水）午前9時から午前12時10分まで

【場所】

東郷町役場 政策審議会室

【出席者】

近藤鑛治委員、近藤秀己委員、加藤清和委員、加藤巧委員、加藤達雄委員、澤田昌子委員、出原千亜紀委員、佐藤教雄委員

【欠席者】

なし

【傍聴者】

なし

【事務局】

企画政策部長、人事秘書課長、人事係長、人事係主任

【内容】

事務局

皆さま、お揃いですので、ただ今から東郷町特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。私は、この審議会事務局の企画政策部長の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、皆様の机の上に資料番号9がございます。これは、1月8日と9日に長久手市と日進市で審議会が行われまして、2つの市の情報を追加したものであります。そのため、皆様にお送りした資料と差し替えをお願いいたします。

それでは、審議会の会長が決まるまでの間、私の方で次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

始めに、町長よりあいさつを申し上げます。

町長

皆様、おはようございます。このたび皆様には、特別職報酬等審議会の委員を引き受けていただき、誠にありがとうございます。また本日ご多忙の中、審議会にご出席いた

だきまして、ありがとうございます。本審議会は、例年この時期に町議会議員の報酬と、私ども特別職の給料月額について委員の皆様にご意見をいただくために開催しています。

昨年８月、国において人事院勧告が出されまして公務員の給与と民間の給与との格差を埋めるために、初任給及び若年層の月例給を引き上げるという勧告内容になりました。ボーナスについても、民間の支給割合に見合うよう支給割合を見直す内容となっており、こちらも引き上げの勧告がなされたところであります。

この後事務局から説明がありますが、人事院勧告の結果、他市町の結果を参考にしていただき、議会議員の報酬及び町長、副町長、教育長の適正な報酬月額、給与月額を審議していただきたいと思います。御集りの委員の皆様には、豊富な経験がありますのでそういった視点からご審議をお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

次に「次第２ 辞令交付」に移らせていただきます。

本来ですと、町長から委員お一人お一人に、辞令をお渡しするのが本意でございますが、あらかじめお席の方に辞令を配布させていただき、交付に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、審議会の委員の皆様をご紹介します。

公共的団体等の代表者として、社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会会長の 近藤秀己様

委員

近藤です、よろしくお願いします。

事務局

東郷町商工会 会長 加藤清和様

委員

加藤です、よろしくお願いします。

事務局

あいち尾東農業協同組合 東郷地域総括理事 加藤巧様

委員

加藤です、よろしくお願いします。

事務局

駐在員を代表して諸輪区長の 加藤達雄様

委員

加藤です、よろしくお願いします。

事務局

住民代表として近藤鑛治様

委員

近藤です、よろしくお願いします。

事務局

澤田昌子様

委員

澤田です、よろしくお願いします。

事務局

出原千亜紀様

委員

出原です、よろしくお願いします。

事務局

勤労者を代表して佐藤教雄様

委員

佐藤です、よろしくお願いします。

事務局

以上8名の方々でございます。

次に「資料番号2 東郷町特別職報酬等審議会条例」について、事務局より説明申し上げます。

事務局

人事秘書課長の杉本です、よろしくお願いします。審議会の概要について説明させていただきます。資料番号2をご覧ください

—説明—

事務局

次に、「次第3 会長選出」に移らせていただきます。

会長の選出につきましては、東郷町特別職報酬等審議会条例第4条の規定により、委員の皆様の互選により定めることとなっています。それでは、ここで会長を選出していただきたいと思います。どなたか、ご発声をお願いしたいと思います。

委員

住民代表の近藤鑛治さんをお願いしたいと思います。

事務局

ただ今、近藤鑛治委員に会長をという、ご発声がありましたが、そのほか、ございませんか。

(意見なし)

他に、ご意見がないようですので、近藤鑛治委員に審議会の会長をお願いしたいと思いますますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と複数委員による発言あり)

ありがとうございます。満場一致で近藤鑛治委員が会長に選任されました。近藤委員には、会長席に移動をお願いします。

—移動—

事務局

それでは、近藤会長より就任のお言葉をお願いします。

会長

皆さまから会長を仰せつかりました、近藤鑛治と申します。大変不慣れではございま

すが、会の進行につきましては皆様の御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の特別職及び議員の報酬等を審議するためには、各界におられる皆様方、外部の方がお集まりいただいていると思っております。それぞれの立場から、御意見をいただければと思っております。

事務局

ありがとうございました。それでは、「次第5 諮問」に移らせていただきます。

町長

東郷町特別職報酬等審議会会長殿、東郷町特別職報酬等の額について、東郷町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。1、東郷町議会議員の報酬及び特別職の給与について、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは、審議に入ります前に、ここで、町長は一旦退室いたしますので、いましばらくお待ちください。

—町長退席—

事務局

それでは、ここからの進行につきましては、近藤会長の取り回しでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長

それでは、ただいまより、東郷町特別職報酬等審議会を開会します。

本日の出席委員は8名ですので、東郷町特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立いたします。

先ほど、本審議会に対して、町長から議員及び特別職の報酬等の額について諮問がなされました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

最初に、議題の「東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額について」事務局より説明をお願いします。

事務局

人事秘書課の近藤です。資料について概要を説明させていただきます。

(人事院勧告の他に審議の参考とする資料)

資料4 他の自治体の報酬等の状況

資料5 東郷町の歳入歳出の状況

資料6 近隣自治体の報酬等の改正状況

資料7 東郷町の報酬等の改正状況

資料8 報酬等を0.1%単位または千円単位で上げ下げした場合の報酬額一覧

資料9 今年度の他自治体の審議会開催状況及び結果

—以上について説明—

会長

ありがとうございました。只今、事務局から資料の説明がありましたが、何か不明な点、ご質問、ご意見などがございましたら、発言をお願いします。

委員

報酬の決め方というか概算というのは、人口規模に応じて決めるということによろしいのか。

事務局

今回は新たに決めるというのではなく、改定ということになります。大元は古い歴史がありますが、市や町、村といった基準額から何十年と審議会を重ねていった結果、その周辺の状況や財政状況、人口等いろいろ踏まえて見直されてきました。

同じように財政や人口など踏まえて、ご審議いただき上げるのか、上げるならいくら上げるのかなど決めていただくもので、一律に人口に応じて決めるものではありません。

委員

資料4ですが、首長に対する議員の比率について、市と町を比べると差がついているのですが、町だからではなくもっと大きなことで考えないといけないかなと。この格差も、市と町の議員の仕事は同じようなものなのに町議員が評価されていないと思うのですが、このことについて教えてほしい。

事務局

これについても、長年審議されてきた結果だと思います。町と市、一律に差があるとは申し上げませんけれども、それぞれの活動の範囲とかを鑑みて決定したことと思います。皆様が普段見いただいている議員の活動状況から、見合うだけの報酬として上げるの

かどうかは審議していただきたいと思います。

事務局

補足ですけれども、町長の活動日数が年間300日位と見込んでございます。対して、議員の公務としての活動日数は70日位と見込まれているとのことです。そのため、現在町長を100%とした場合、町会議員が32.6%という割合になっております。

委員

今の事務局の意見ですが、それは表向きの日数で実際議員は日夜各地域で声を聴いて回っている、これは日数に数えられないけれどもそれは考え直さないといけないと思う。

事務局

もちろんその日数で計算されたものではなく、目安としてありますということです。

会長

今、議員の報酬についてという意見がありましたが、過去においては市と町の人口比から取り決められている。愛知県には町村が16ございます。東郷町と同じようなエリアとして東浦、幸田、武豊と人口4万人を超えた町と同じような報酬が出されているのかなと思います。

ただ、近年議員のなり手不足もあり、県の町村議会ではそのような見方ではなく、地域性を見て判断をしていただきたいという声もあります。事務局からは、活動している日数という見方もあるという回答でしたが、委員からはカウントされない活動もあるという発言だったと思います。私共はそういったものを参考にしながら、決めていきたいと思っています。

委員

議員の報酬で議論が出ていますが、議員の活動が町の議会としての活動と、個人の政治活動は区別がしにくいと思う。事務局に確認したいのは、個人の政治活動を除いた町の議会としての公務がここ3年間くらいで増えているということであれば、議員報酬の見直してもいいと思う。ただ、活動だけでなく財政状況等も鑑みて行うものだが、事務局にここ3年程の記録などがありますか。

事務局

極端に変化したことはございませんが、議会の活動で、住民への広報活動は強化されていると思います。

委員

類似団体と比較ということで、先ほど出ました武豊、東浦、幸田町の町長、議長、議員の給与、報酬のデータはありますか。

事務局

令和6年度の東浦町長の給与は87万1千円、議長は38万円、議員は27万円。武豊町が町長は87万円、議長が38万5千円、議員が27万5千円。幸田町は町長が86万9千円、議長が42万4千円、議員が30万3千円です。

委員

これは改定後の報酬ですか。

事務局

改定前の、令和6年4月1日時点での報酬等です。来年度では、東浦町が増額することが決定しています。

委員

資料番号の裏側の豊山町、扶桑町、大口町は町の規模としては少し違うのではないかと。

事務局

県内の経済規模というより、尾張東部、尾張中部という範囲で調査しており、三河地区が入っていませんでした。今回、委員からご指摘があったように今後は町の規模が同じ町も表に追加したほうがいいと思います。

会長

では次回からは、経済規模等の近い町も資料に載せる形でお願いします。

委員

資料7を見ると、人事院勧告で4.2%という高い改定率を出しているが、課長級、部長級（管理職）はどのくらいの改定率ですか。

事務局

課長級も部長級も平均で1.1%です。

委員

その改定率には定期昇給が含まれていますか。

事務局

含まれていません。昇給は別に4月1日に行われ、その時には新しい改定率で計算された給与表で計算され、個人の業務実績に応じての昇給になります。

委員

一つ聞きたいのですが、町税が4年から5年度にかけて減っている理由をもう一度聞かせてください。

事務局

令和4年度は、セントラル開発などにより企業の資産の税金が多かったことから、固定資産税は経年減価償却するものであるので令和5年度は少し減となりました。

会長

ではここで暫時休憩とします。

—休憩—

(この間委員1名が所用により退席され、以降会長、委員6名の計7名で審議に入りました)

会長

審議を再開します、質問があればお願いします。

(質疑なし)

会長

それでは、皆様のご意見を賜りたいと思います。

委員

私は、給与が上がっているといることから、給与を上げることを前提に考えていきたいと思います。その中で、町長の給料につきましては規模の類似した団体と比較しても低くないと思いますので、3役は据え置きでいいと思います。議員につきましては、活動内容についても議員としての業務が増えていること考え、報酬を若干上昇してもいいのではないかと思います。

委員

私も上げたほうがいいと思います。具体的に1.1%でどうでしょうかと思います。

会長

それは、3役も議員もということでしょうか。

委員

はい、そのとおりです。

委員

私はいつも思っていたんですが、町村と市の格差については東郷町としてはどうしようもないということが分かりました。けれども、二代表制の中で議員の役割は町の行政の中でも非常に重要であると思います。そんな状況を見ましても3役はともかく、議員の給料がせめて30万円まで上げるべきかと思います。もっといい議会、いい議員に集まっていたくためにもこれくらい上げるべきだと思います。

委員

今の意見とほぼ同じですが、ベースアップは1.1%あったほうがいいかと思います。ただ、3役と議員を分けて考えるなら議員の報酬は率を上げてもいいかと思います。

委員

私も、3役は据え置きでいいと思いますが、議員は30万円くらいまで行ってほしいと思います。

委員

私は、すべてにおいてベースアップを望みます。議員の活動についてはよくやっ
てだいていることを見ているので、議員はさらに上げてもいいと思います。

会長

皆様にはそれぞれの立場上から、いろいろなご意見をいただきありがとうございます。意見を踏まえ答申となりますと、一律ではなくそれぞれの上昇率もありということ
でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と複数委員による発言あり)

会長

それではまず、3役の給与について考えていきたいと思います。では、順にお伺いし

ます。

委員

3役は据え置きでいいと思います。

委員

私は1. 1%アップです。

委員

据え置きでいいと思います。

委員

1. 1%です。

委員

据え置きでいいと思います。

委員

私も1. 1%で。

会長

皆さんのご意見では据え置きと1. 1%が3人ずつ、半々の意見となりました。事務局に確認ですが、このような場合は私も意見に加わることは可能でしょうか。

事務局

それは、委員の皆様のご意見に委ねます。

委員

金額の確認をお願いします。

会長

資料より、1. 1%ですと町長が1万円アップ、副町長が8千円アップ、教育長が7千円アップとなります。

委員

そうすると金額、1. 1%までの間で調整するのはいかがでしょう。

会長

委員から、同数なので金額での調整はどうかという意見がありましたが、ご意見ございますか。

委員

私は据え置きがいいと思っています。他の市町と比べても差はないと思いますので、1. 1%あげるならその分を議員報酬に割り振ってもいいかと思います。

委員

人事院からの勧告が1. 1%であると基準があるが。

委員

1. 1%上げるのであれば、3役より議員へという単純な理由です。

委員

そうすると、(3役合計上昇月額) 2万5千円を出す根拠がなくなり、単純に1. 1%はどこから出てきたのかと問題になってしまいます。

委員

いま議論していますと、市町を比べて議員は差があり評価が低いことに対し是正したい。3役は市も町も遜色ない、こう思っているので3役は据え置きでいいと思います。

会長

人事院勧告としては1. 1%という基準があります。過去の経緯も含めて、3役の給与は高い基準にあるが、そこを見て据え置きなのか民間の流れを汲んでベースアップなのかという意見で分かれていると思います。他の委員の意見もお伺いします。

委員

私は先ほど1. 1%と申し上げました。世の中の流れを汲みアップした方がと思うが、ただ1. 1%がいいのか、割合の妥当なところが分からない。東郷町の財政が今どうなのかというところがよくわからないため、詰めた意見が言えずに申し訳ありません。

委員

もう一度、据え置きの方に金額で言うところまでなら上げてもいいという意見と、1. 1%アップの方に少し下げてもいいという意見があるか聞いてみてはどうか。私は

据え置きという意見であったが、人件費を上げるという流れにはありますので、若干の上げ幅ならいいのではないかと思います。

会長

そうしますと、いくら位の上げ幅ならよろしいでしょうか。

委員

据え置きだと意見がまとまらないので、千円、二千元位なら据え置きと同等の判断と考えています。

会長

それでは、皆さんの意見をお伺いしましょう。

委員

私はメリハリをつけて、据え置きでいいと思います。

委員

私も据え置きでいいと思います。

委員

私は先ほどから述べているとおり、人事院勧告の基準がある以上、それに基づき
1. 1%アップがいいと思います。

委員

3役は給料であり、世の中は1. 1%の流れである。東郷町の財政を思うと、据え置きがいいかと思うが、ベースアップは必要かと思う。

会長

そうしますと、先ほどの少しだけ上げるという意見もあったが。

委員

それがいいと思います。

委員

私は1. 1%アップの先ほどの意見と変わりません。

会長

そうしますと、1. 1%アップが2名、据え置きが2名、少しアップが2名で意見が分かれたのでまとめたと思います。

委員

私は、会長も意見に加わっていいと思います。途中退席者もあり、委員が偶数人数となった時点でこういう可能性が起こりえます。ここは議会ではないですけれども、議会では同数の場合委員長の見解も加えます。そうしないときりがつかないと思います。

会長

このような意見がございましたが、いかがでしょうか。

委員

規約はどうなっていますか。

事務局

規約にはありません、委員の総意をもって決めると思います。

委員

会長は議長ではありませんので、委員の一人としてぜひ意見をお伺いしたい。

委員

ということは、採決に加わるということでいいのですか。

委員

加わったほうがいいと思います。

会長

皆さんよろしいですか。では、私の意見としては諸物価が高くなっており、人事院勧告により公務員の給料をこうしましょうという流れの中にあると思います。1. 1%という数字は事業所としては厳しい数字ではありますが、職員、従業員のことを考えたい。3役においても、厳しい状況を乗り越えていこうとしている。それを踏まえ、私は人事院勧告に沿った1. 1%アップを差上げたいと思います。企業と団体は違いますが、町民のために頑張っていただいている方には、それを認めて最低限の給与を上げるべきだと思います。

そうしますと、1. 1%アップと据え置きが4対3ということになります。そのよう

な採決が正しいかどうかわかりませんが、皆さんいかがでしょうか。

委員

私の個人的意見としては、世の中の物価高の流れから当然だと思います。ただ、資料を見ますと3役は上げなくてもいいとも思えます。給料が上がれば町民は負担が増える、税金が上がると思うのですがどうなのでしょう。

事務局

給料が上がった分、税金が増えるということはありません。税収などの中からやりくりをしますので、足りなくなるから町民の皆様から頂くということはありません。

委員

東郷町の財政の中でやりくりをしていただくというのであれば、1.1%でもいいかなと思います。

事務局

ただし、誤解のないように付け加えますと、給与に回した分ほかの支出が削られるということになります。

会長

限られた予算の中でというのはありますが部課長も1.1%、他の職員はそれ以上の見直しがされる。それが、先日の12月議会で議案が通過したと聞いています。諸物価が上がっていることを考えますと、月並みに最低限度は上げて頑張ってもらおうという考え方もあります。1.1%というのも根拠がある数字で、そのうえで話をしているわけですので、皆様よろしいでしょうか。

事務局

事務局から1点注意として、皆さんを混乱させるわけではありませんが、パーセンテージではなく金額で言うと部課長職の改定額は5千円程度です。

会長

いま事務局より、金額でいくと差があるというお話でしたが。

委員

人事院勧告では上へ行くほど率が低くなる。若い人たちは（平均すると）4.2%、部課長で1.1%、もっと上の職の人が同じでいいかということを事務局からありまし

たけど。

会長

この意見についてはどう思いますか。

委員

率としての感覚というより下の方、管理職でない者としては給料を上げてもらって、管理職が上がらないでは魅力がなくなってしまう。管理職は矢面に立って、一番頑張っていると思うので、パーセンテージとしては一緒又は多くてもいいと思うので、私は1.1%アップでいいかと思います。

会長

資料を見ましても町長は、令和元年までは少しずつだが上がってきたものの、2年度から4年度は上がらず5年度に2千円上がった状況で、令和6年度も含め据え置きが続いていた。副町長、教育長も令和元年から6年度までで2千円しか上がっていない。そう見たとき、パーセンテージで見直ししてもいいのではないかと思いますがいかがでしょう。

委員

もう一度1.1%上げるという意見の方に、必ず1.1%なのか確認をした方がいいと思います。

会長

それでは確認をします、いかがでしょうか。

委員

10年間企業ではずっとベースアップがなかった中、昨年、一昨年前あたりから見直しが行われ、3役は昨年なかったことから率は大きいのが妥当ではないかなと思います。1.1%でよいと思います。

委員

今までの低すぎたというのも考えられます。規模の小さい町村より高いかもしれないが、近隣と比べると低いと思います。同じく1.1%でいいと思います。

委員

私は数字だけ見ても差はないと思いますが、これはこれでという見方をすれば低くな

いと思いますので、3役は上げる必要はないと思います。

委員

過去10年から見ると、10年で町長が8千円上がったのに対し今回1万円上げるといふ、そこだけ見るとすごく大きい。すごく難しいですけど、国の流れが1.1%と言っているのでもいいと思うものの、3役についてはこのままでいいのではと思います。

委員

議論の繰り返しになっているので、そろそろ総意を決めてはいかがでしょうか。1.1%と上げなくてもいいと若干なら上げてもいいと、3つの意見が出ている。採決を取りましょう。

会長

ご意見いただきましたが、いかがでしょう。それでよろしいですか。

(「それでよろしいです」と複数委員による発言あり)

委員

あと、半々になってしまわないよう会長も採決に参加をお願いします。

会長

それでは、1.1%上げてもいいという方は挙手をお願いします。

(3名挙手)

据え置きがいいという方、挙手をお願いします。

(2名挙手)

据え置きではないが1.1%以下がいいという方、挙手をお願いします。

(2名挙手)

では、決めさせてよろしいでしょうか。1.1%上げるということで答申したいと思いますが意義ございませんか。

(「異議なし」と複数委員による発言あり)

会長

ありがとうございます、では次に移ります。続いて議員の報酬について、各御意見を確認させていただきたいと思います。

委員

人件費を上げたいという流れの中、議員の活動も増えてきているとのことから、同じように上げる形でいいかと思います。

会長

資料を見ていただき、同じ率かそれともそれ以上上げるのか確認願います。

委員

類似の団体で、東浦町などと比較して全員千円アップがいいと思います。

委員

私は1.1%がいいと思います。

委員

大きく上げたいというのが本心ですが、最低でも1.1%上げたいと思います。

委員

私も、最低1.1%は上げたいと思います。

会長

もっと上げたいということでしたらご意見構いませんが、1.1%でよろしいということでしょうか。

委員

はい、そのとおりです。

委員

私も、少なくとも1.1%は上げたほうがいいと思います。ただ、パーセントではなく町長と同じ1万円上げるという形でもいいかなと思います。

会長

いま1.1%ですと議長が4千円、他は皆3千円上がるという計算ですが、全員1万円上げるということではよろしいでしょうか。

委員

はい、全員1万円です。

委員

私も最低1. 1%、4千円、3千円アップをお願いします。

会長

そうしますと、一律千円上げるが1名、1. 1%上げるが4名、一律1万円上げるが1名でしたが、ご意見いかがでしょうか。意見がないようですので、多かった意見である1. 1%でよろしいでしょうか。

委員

3役と議員のパーセントが違うと、何か問題はあるのでしょうか。一律のほうが、今後決めるのにいいような気がするのですが、議員は2. 2%の6千円くらい上げるのというのはいかがでしょう。

会長

3役と議員の上げ率が違うことに問題はありませんので、いま議員はもう少し上げてもといいのではという意見がありました。いかがでしょうか。

委員

先ほどパーセンテージが分からなかったので、ざっくり1万円と言いましたが、資料にある町長の給与に対する議員の報酬が32. 6%という数字がもう少し上がればなと思います。ちなみに、この数字は毎年変わるものですか、それとも変わらずこの数字でずっとやっているものですか。

事務局

これは計算して出たものですので、町長の給与、議員の報酬が変われば数字は変わります。

会長

そうすると、具体的な金額とかがありますでしょうか。

委員

いくらが妥当かわからないですけども、もう少し上がればいいなということを漠然とっていて、いい意見があれば聞きたいと思うのですが。

会長

事務局にお伺いしますけど、町長が1万円で、議員が3千円上がるとなると32.6%という比率は下がってしまうのでしょうか。

事務局

計算では下がります。

会長

比率を32.6%のままでいくには、議員はいくら上げればよろしいですか。

事務局

3千円のアップです。いま出ています1.1%のアップで同じ32.6%です。ただし、32.62%から32.58%と若干ですが下がることは間違いありません。

委員

そうすると、議員の報酬を上げれば比率も上がるということで、そうしたほうがいいと思います。2.2%上げると32.9%まで上がります。

会長

参考として町長との率だけ見ますと、2.2%くらい上げたほうがいいという意見がございましたが。

委員

これは一気にではなく、何年間の計画で上げていくべきだと思う。議員も同じ1.1%という勧告に基づいて上げて、5年計画で30万円にするための初年度と考えて、今年は一律1.1%上げるという形でいいと思います。

会長

資料によると議員の年収は計算上で483万円と出ていますが、これが1.1%上げるといくらになりますか。

事務局

488万円になります。3千円かける12か月分と、期末を合わせて5万円位上がるという計算です。

会長

500万円には達しないということですか。だいぶ議論をいただいてきましたが、

1. 1%と倍の2. 2%という意見に対し結論を出したいと思います。採決でいきますと、1. 1%がいいという意見が1番多いのですがよろしいのでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

会長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。皆さんの意見を集約しまして、答申案を事務局に作成していただきますので一時休憩とします。

—休憩、答申書案作成、一部修正後議会再開—

会長

それでは、会議を再開します。ただいま答申案を、事務局より作成いただきました。この内容を事務局の方に朗読していただきますのでよろしくお願いします。

事務局

それでは、答申案を読み上げさせていただきます。

1 はじめに

東郷町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年1月15日、東郷町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、東郷町長から東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について諮問を受け、開催に至った。

本答申は、委員の慎重かつ活発な意見の交換を行った結果、委員の総意をもって取りまとめたものである。

2 審議経過

特別職報酬等の額の決定にあたっては、令和7年1月15日（水）に審議会を開催し、昨今の経済情勢を念頭に置きながら、本町の財政状況、人事院勧告に準拠した町の一般職員の給与改定の状況、さらには他団体の報酬等の額の状況など、客観的な情勢を勘案しながら、慎重に検討を行った。

3 審議結果

特別職報酬等の額については1. 1%引き上げることが適当である。

町長	893,000円（現行 883,000円）
副町長	729,000円（現行 721,000円）
教育長	673,000円（現行 666,000円）
議長	398,000円（現行 394,000円）
副議長	320,000円（現行 317,000円）

委員長 300,000円（現行 297,000円）

議員 291,000円（現行 288,000円）

4 審議結果に至った理由

今回の審議においては、町長、副町長及び教育長の職責の重大さを十分に認識した上で、町の財政状況は依然として厳しい状況にあるが、本年度の一般職員の給与は、民間給与との格差から幹部職平均1.1%増額となる人事院勧告に準拠した改定を行ったこと、さらには他団体の状況等を総合的に勘案し、引き上げることが適当であると判断し、1.1%の増額が妥当であると判断した。

次に、議会議員の報酬の額の決定にあたっては、議会議員の果たす役割、職責は益々増大し、住民の議会活動に対する期待も大きくなってきているところであり、本町の財政状況は厳しい状況にあるが、人事院勧告に準拠した町の一般職員の給与改定の状況と他団体の状況等から総合的に勘案すると、町長、副町長及び教育長と同様に引き上げることが適当であると判断した。

5 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、委員の総意によるものであり、十分尊重されたい。

以上です。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの朗読に対しご意見、ご質問はありますか。

（発言する者なし）

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

事務局の方どうもありがとうございました。それでは、町長の方へ答申したいと思いますがそれでよろしいでしょうか。では、答申案を町長へ答申としてお渡ししたいと思います。

今から事務局が決裁をお持ちしますので、印鑑をご準備ください。

—休憩—

会長

それでは審議会を再開します。これから町長に対して、答申をさせていただきます。

—町長入室—

会長

それでは町長への答申書をお渡しいたします。

東郷町長 石橋直季 殿、東郷町特別職報酬等の額について（答申）。

本審議会に対し諮問のあった標記について、別紙のとおり答申をいたします。

町長

皆様、大変お疲れ様でした。審議の前に諮問させていただいた報酬などにつきまして、只今近藤会長より答申をいただきました。近藤会長をはじめ、委員の皆様にはご多忙のところ、例年以上に審議を尽くしていただいたと思います。ありがとうございます、厚く御礼申し上げます。

今後はこの答申につきましては真摯に受け止めさせていただき、財政的に余裕があるというわけではありませんが、住民の負託にお応えするためにも職員一丸となり、更なる住民サービスの向上と、住民福祉の増進を図るために頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回お集まりの皆様には、これからも様々な場面でお世話になっていくことと思いますが、今後もよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

会長

これをもちまして東郷町特別職報酬等審議会を終了いたします。委員の皆様方には格別なご協力をいただき、使命を達成することができましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

最後に事務局からご連絡等ありましたらよろしくお願いします。

事務局

皆様には長時間にわたり、大変お疲れ様でした、ありがとうございました。会議を取り回していただきました近藤会長様、ありがとうございました。熱心な審議をいただきました委員の皆様には改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

これを持ちまして、東郷町特別職報酬等審議会条例第3条第3項の規定によりまして、審議が終わりましたので、委員を解任させていただくこととなります。

本日は大変お疲れ様でした、ありがとうございました。